

申請から利用までの手続きの流れ①

自宅で生活しながら利用できる支援の場合
(3ページのオレンジ色の支援を除く)

手続きの流れ

申請

市町村障害児福祉窓口

市町村より**利用計画案**の提出を求められます。

市町村障害児福祉窓口

Tel :

※市町村障害児福祉窓口の方は上記をご記入の上、ご家族に当該資料をお渡しください

市町村より**受給者証**が交付された後、事業所（施設）と**契約**し、利用が開始となります。

利用計画案の提出

利用計画案は、**相談支援事業所の相談支援専門員**に作成を依頼するか、家族などが作ります。

※相談支援専門員は市町村障害児福祉窓口で紹介していただけます。
相談支援専門員がいる事業所の一覧は県障害福祉課のホームページで確認できます。
(詳しくは20ページをご覧ください。)

受給者証

氏名	〒	市町村	月と日/年	支障認定期間	申請開始日	申請終了日	サービス種別	サービス内容	サービス開始日	サービス終了日
支障認定種別	支障認定期間	支障認定内容	支障認定期間	申請開始日	申請終了日	サービス種別	サービス内容	サービス開始日	サービス終了日	サービス終了日

- 利用できるサービスの種類
- 利用できる日数や時間
- 有効期間
- 利用者負担の上限額 など

利用計画

サービス種別	サービス内容	サービス開始日	サービス終了日	サービス回数	サービス時間	サービス場所	サービス担当者	サービス費用	サービス負担額	サービス負担割合
訪問支援	訪問支援	2024.01.01	2024.12.31	1回/週	1時間	自宅	相談支援専門員	0円	0円	0%

- どんな困りごとに対して、どんな支援が必要かなど

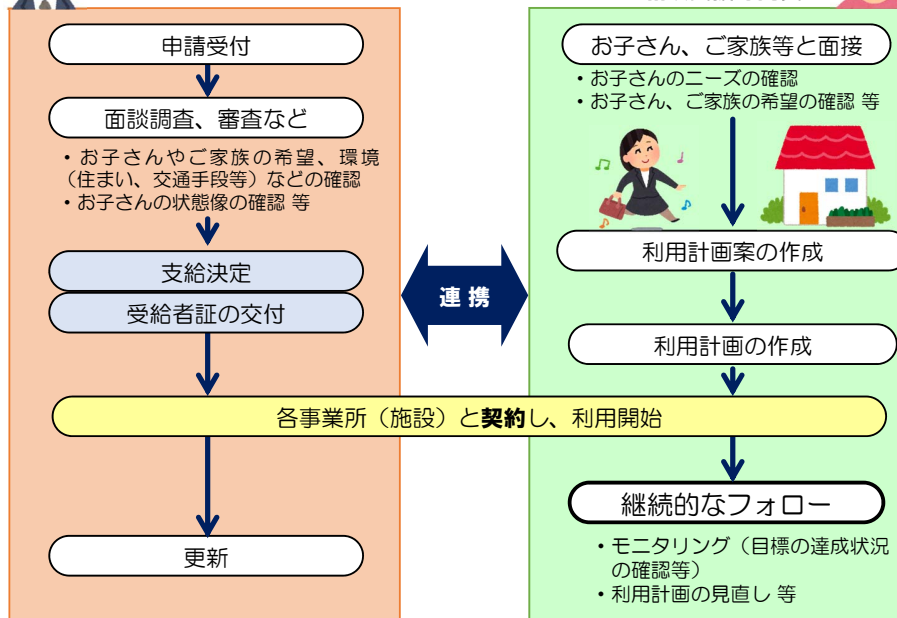
相談支援専門員の役割



市町村障害児福祉窓口



相談支援専門員



どんな支援を、どこで受けるのか、ご家族だけで調べて決めるのは大変です。

地域の「**相談支援専門員**」が、行政と連携して、しっかりサポートしてくれます。

相談



お子さんやご家族に、日頃困っていることや心配していること、又はできるようにになりたいことなどをお聞きします。

支援の方向性の提案



支援の組み合わせ方や利用できる支援などを「利用計画（案）」としてまとめます。

継続的なフォロー



支援を受け始めたあとも、定期的に状況をお聞きし、必要に応じて利用計画を見直します。